

【再掲】公 募

令和7年7月4日

分任契約担当官

吾妻森林管理署長 山本 道裕

下記のとおり不用物品（公用車）の購入希望者を公募します。

申込みされる方は、下記に従い別途交付する仕様書及び現物の資料を熟読のうえ買受申込書により申し込みください。

記

1 物件の概要

物件番号1

- 品 名：トヨタ ラッシュ（群馬502な2992）
- 走行距離：121,674km程度
- 所在地：群馬県吾妻郡中之条町伊勢町771-1 吾妻森林管理署
- その他：現状渡し、自動車検査証、自賠責保険証、リサイクル預託金及び、物件の仕様等は別添のとおり。

物件番号2

- 品 名：ダイハツ ビーゴ（群馬502ぬ7536）
- 走行距離：72,456km程度
- 所在地：群馬県吾妻郡中之条町伊勢町771-1 吾妻森林管理署
- その他：現状渡し、自動車検査証、自賠責保険証、リサイクル預託金及び、物件の仕様等は別添のとおり。

2 申込資格

- 契約金額を現金で持参し納付できる者に限る。
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当する。
- 国有財産法第16条に該当しない者であること。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

3 申込期限及び申込先（問合せ先）

- (1) 申込期限 **令和7年7月17日15時00分**（行政機関の休日を除く）
- (2) 申込先 吾妻森林管理署（総括事務管理官）あて

4 申込方法

- (1) 「10 配付資料等（2）の買受申込書」に必要事項を記載（すべての項目を必須とする）の上、申込先あて、持参又は郵送にて提出する。
- (2) 郵送の場合は、簡易書留または配達記録郵便等にて申込期限日の前日の15時迄到着受付したものに限り。
- (3) 買受申込前に「10 配付資料等（4）の暴力団排除に関する誓約事項」を確認すること。なお、買受申込書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (4) 買受けにあたっては物件熟覧のうえ申し込み、引き渡し後の返品は認めない。
- (5) 現状渡しのため、隠れた瑕疵があった場合、または欠損している部品等があっても補償及び補充はしない。

5 仕様書等を交付する場所及び日時

- (1) 吾妻森林管理署ホームページから配布資料等をダウンロードすることもできる。
- (2) 場所 群馬県吾妻郡中之条町伊勢町771-1
吾妻森林管理署
電話0279-75-3344
- (3) 日時 **令和7年7月4日～令和7年7月17日**（行機関の休日を除く）
9時00分～15時00分（12時から13時までを除く）

6 契約締結期限 **令和7年7月22日迄**

7 代金納入期限 契約締結と同時に契約金額を関東森林管理局収入官吏に現金納入すること。

8 引き渡し及び名義変更等

- (1) 代金納入日より15日以内（行政機関の休日を除く）
9時から16時まで（12時から13時までを除く）
契約者は引取日を事前に連絡し、引取日の了解を得ること。
- (2) 引き渡しの際には、「10 配布資料等（3）引き渡し注意書兼物品受領書」に署名して引き渡し職員に提出すること。
- (3) 車両引き渡し場所については
群馬県吾妻郡中之条町伊勢町771-1 吾妻森林管理署。
- (4) 車両の契約者は引き渡し後、速やかに名義を変更し、変更した旨の掲載された書類を吾妻森林管理署長（総括事務管理官あて）に提出すること。
- (5) 車両に森林管理署等を明示するステッカーや文字・マーク・柄等が表示してある場合、車体のステッカー等を剥がし書かれている文字を早急に消去し、消去したことを証明する写真を吾妻森林管理署（（総括事務管理官）あて）へ提出すること。

(6) 車両の名義変更にかかる費用等は車両契約者負担とする。

9 その他

(1) 提出された買受申込書について、無効の扱いとなる場合は、「関東森林管理局署等随意契約見積心得」の見積りの例によるものとする。

(2) 買受申込書に記載された金額が予定価格以上かつ最高金額の者と契約する。

(3) 買受人決定の通知は、最高金額の者に対して申込期限後、即日電話で行う。

(4) 買受人決定後に天災その他不可抗力により売払い物件に損害があった場合は、引き渡し前であっても契約者負担とする。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(6) 契約保証金は、代金即納のため免除する。

(7) 契約書の作成は、代金即納のため省略する。

(8) インボイスの交付を希望する場合は物件引き渡し日以降に発行するので、その旨申し出ること。

10 配布資料等

(1) 仕様書、車検証、自賠責保険証明書、リサイクル券（各々謄本）、不用物品（公用車）写真

(2) 買受申込書・委任状

(3) 引き渡し注意書兼物品受領書

(4) 関東森林管理局署随意契約見積心得及び、暴力団排除に関する誓約事項

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当森林管理局のホームページ<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>の「公売・入札情報」をご覧ください。

仕 様 書

不用物品（公用車）売払い、各物件番号の詳細については、以下のとおりです。

物件番号 1

品 名	トヨタ ラッシュ
車 両 番 号	群馬 502 な 2992
走 行 距 離	約 121,674 k m(程度)
車 両 型 式	CBA-J210E
原 動 機 型 式	3SZ
燃 料 及 び 総 排 気 量	ガソリン・1.49L
年 式	平成 22 年製
車 検 期 限	令和 7 年 3 月 29 日
取 得 年 月 日	平成 22 年 3 月 30 日
自 賠 責 期 限	令和 7 年 4 月 25 日
リサイクル預託金等 買 い 取 り 金 額	リサイクル預託金：10,070 円 自賠責保険料：0 円 自動車重量税：0 円
保 管 場 所	群馬県吾妻郡中之条町伊勢町 771-1 吾妻森林管理署
付 属 品 等	AT 車、ドライブレコーダー、 ホイール付きノーマルタイヤ 4 本
そ の 他	スタッドレスタイヤ装着中、 バッテリー劣化等により走行不可能

仕 様 書

不用物品（公用車）売払い、各物件番号の詳細については、以下のとおりです。

物件番号 2

品 名	ダイハツ ビーゴ
車 両 番 号	群馬 502 ぬ 7536
走 行 距 離	約 72,456 k m(程度)
車 両 型 式	ABA-J210G
原 動 機 型 式	3SZ
燃 料 及 び 総 排 気 量	ガソリン・1.49L
年 式	平成 22 年製
車 検 期 限	令和 8 年 1 月 25 日
取 得 年 月 日	平成 23 年 1 月 26 日
自 賠 責 期 限	令和 8 年 2 月 26 日
リサイクル預託金等 買 い 取 り 金 額	リサイクル預託金：10,070 円 自賠責保険料：3,590 円(契約日が令和 7 年 7 月 26 日まで) 自動車重量税：9,975(残存期間 7 か月で計算)
保 管 場 所	群馬県吾妻郡中之条町伊勢町 771-1 吾妻森林管理署
付 属 品 等	AT 車、ドライブレコーダー、カーナビ
そ の 他	ノーマルタイヤ装着中、 ミッション不具合により走行不可能

自動車検査証

令和 5年 3月 29日

群馬運輸支局長

461230195605

自動車登録番号又は車両番号 群馬 502 な 2992		初度登録年月 平成22年 3月	自動車の種別 小型	用途 乗用	自家用・事業用の別 自家用	型式指定番号 15252	類別区分番号 0037
車名 トヨタ				車体の形状 ステーションワゴン			
車台番号 J210E-0033278				燃料の種類 ガソリン		総排気量又は定格出力 1.49 ^{kW}	
型式 CBA-J210E		原動機の型式 3SZ		前軸重 660 ^{kg}	前接軸重	後軸重 540 ^{kg}	後接軸重
乗車定員 5人	最大積載量	車両重量 1200 ^{kg}	車両総重量 1475 ^{kg}	長さ 400 ^{cm}	幅 169 ^{cm}	高さ 170 ^{cm}	
使用者の氏名又は名称 関東森林管理局 吾妻森林管理署							
備考 平成10年騒音96dB							

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を
内蔵したICタグがありますので、大切に
使用・保管してください。



T9464SF0088917

国土交通省

3514

A

記録年月日 令和 5年 3月 29日

自動車検査証記録事項

461230195605

1. 基本情報										
自動車登録番号又は車両番号		群馬 502 な 2992								
車台番号	J210E-0033278									
登録年月日/交付年月日	平成 22年 3月 30日	初度登録年月	平成 22年 3月	有効期間の満了する日	令和 7年 3月 29日					
2. 所有者・使用者情報										
所有者の氏名又は名称	関東森林管理局									
所有者の住所	群馬県前橋市岩神町4丁目16-25									[10500 0917]
使用者の氏名又は名称	関東森林管理局 吾妻森林管理署									
使用者の住所	群馬県吾妻郡中之条町伊勢町771-1									[10806 0031]
使用の本拠の位置	***									
3. 車両詳細情報										
車名	トヨタ									[194]
型式	CBA-J210E			原動機の型式	3SZ					
自動車の種別	小型	用途	乗用	自家用・事業用の別	自家用					
車体の形状	ステーションワゴン [003]			乗車定員	5人		最大積載量	- kg		
車両重量	1200 kg	車両総重量	1475 kg		長さ	400 cm	幅	169 cm	高さ	170 cm
前前軸重	660 kg	前後軸重	- kg	後前軸重	- kg	後後軸重	540 kg	総排気量又は定格出力	1.49 kW L	
燃料の種類	ガソリン			型式指定番号	15252		類別区分番号	0037		
4. 備考										
<p>[群馬], 継続検査 自動車重量税額 ¥34,200 令和12年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了 令和2年度エネルギー消費効率(JC08モード燃費値)算定未了 令和2年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了 [走行距離計表示値] 110,600 km (令和5年3月29日) [旧走行距離計表示値] 90,500 km (令和3年3月16日) 平成10年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96 dB [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 認証整備工場 [整備工場コード] 46-00890 以下余白</p>										

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID T9464SF0088917

証明書
番号 第 8AB074725 号

令和 5年 3月 28日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

東京海上日動火災保険株式会社

注意

◎内容をよく確認のうえ、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	群馬 502 な 2992	自動車の 種 別	自 乗
	J210E-0033278	使用の本拠 の所在地	群馬県
保険期間	自 令和 5年 4月 25日 24か月	保険料	¥17,650
	至 令和 7年 4月 25日 午前12時		
保 住 險 所 契 及 約 び 者 氏 の 名	群馬県吾妻郡 中之条町伊勢町771-1	指定金融 機関名	
	吾妻森林管理署	保険料収納年月日 令和 5年 3月 28日	
異 動 事 項			
管轄店名 及び 所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町2-6-4 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 9~18時(年末年始を除く)	扱 者	前橋K 68B2 赤城自動車商会 3151

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)
複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>



[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0410-8084-1919
車台番号	J210E-0033278
車名	トヨタ

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2010年 2月18日 発行
事務処理番号：004-13601234<1>



<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥5,540
エアバッグ類料金	¥2,250
フロン類料金	¥2,050
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥10,070

※本券 (A券) は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日： 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0410-8084-1919
車台番号	J210E-0033278
車名	トヨタ
預託金額	¥10,070 (消費税込み)

<引渡者>
氏名・名称

<引取業者>
登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

所在地
TEL.

※本券 (B券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証 (C券) 利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0410-8084-1919
車台番号	J210E-0033278
車名	トヨタ

受領金額
¥380
(消費税込み)

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2010年 2月18日 発行
事務処理番号：004-13601234<1>

自動車検査証

令和 6年 1月 22日 群馬運輸支局長

461240022919

自動車登録番号又は車両番号 群馬 502ぬ 7536		初度登録年月 平成23年 1月	自動車の種別 小型	用途 乗用	自家用・事業用の別 自家用	型式指定番号 16556	類別区分番号 0005
車名 ダイハツ				車体の形状 ステーションワゴン			
車台番号 J210G-0008562				燃料の種類 ガソリン		総排気量又は定格出力 1.49 <small>ℓ/kW</small>	
型式 ABA-J210G		原動機の種類 3SZ		前軸重 660 <small>kg</small>	後軸重 540 <small>kg</small>	総重量 540 <small>kg</small>	
乗車定員 5 <small>人</small>	最大積載量 - <small>kg</small>	車両重量 1200 <small>kg</small>	車両総重量 1475 <small>kg</small>	長さ 400 <small>cm</small>	幅 169 <small>cm</small>	高さ 170 <small>cm</small>	
使用者の氏名又は名称 吾妻森林管理署							
備考 平成10年騒音96dB、マフラー加速適用車							

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。



T9562TK7056195

国土交通省

0805

自動車検査証記録事項

461240022919

1. 基本情報										
自動車登録番号又は車両番号		群馬 502 ぬ 7536								
車台番号	J210G-0008562									
登録年月日/交付年月日		平成 23年 1月 26日		初度登録年月		平成 23年 1月		有効期間の満了する日		令和 8年 1月 25日
2. 所有者・使用者情報										
所有者の氏名又は名称		関東森林管理局								
所有者の住所		群馬県前橋市岩神町4丁目16-25							[10500 0917]	
使用者の氏名又は名称		吾妻森林管理署								
使用者の住所		群馬県吾妻郡中之条町伊勢町771-1							[10806 0031]	
使用の本拠の位置		***								
3. 車両詳細情報										
車名	ダイハツ									[151]
型式	ABA-J210G				原動機の型式		3SZ			
自動車の種別	小型		用途 乗用		自家用・事業用の別			自家用		
車体の形状	ステーションワゴン [003]				乗車定員		5人		最大積載量 -kg	
車両重量	1200kg	車両総重量	1475kg		長さ	400cm	幅	169cm	高さ	170cm
前前軸重	660kg	前後軸重	-kg	後前軸重	-kg	後後軸重	540kg	総排気量又は定格出力		1.49 kW
燃料の種類	ガソリン			型式指定番号		16556		類別区分番号		0005
4. 備考										
<p>[群馬], 継続検査 自動車重量税額 ¥34,200 令和12年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了 令和2年度エネルギー消費効率(JCO8モード燃費値)算定未了 令和2年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値)算定未了 [走行距離計表示値] 69,700km(令和6年1月22日) [旧走行距離計表示値] 62,600km(令和4年1月18日) 平成10年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96dB マフラー加速騒音規制適用車 [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 46-00817 以下余白</p>										

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID T9562TK7056195

証明書
番号 第 8ABMC4867 号

令和 6年 1月 20日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

東京海上日動火災保険株式会社

注意

◎内容をよく確認のうえ、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	群馬 502 め 7536	自動車の 種 別	自乗
	J210G-0008562	使用の本拠 の所在地	群馬県
保険期間	自 令和 6年 2月 26日 24か月	保険料	¥17,650
	至 令和 8年 2月 26日 午前12時		
保 住 險 所 契 及 約 び 者 の 氏 名	群馬県吾妻郡 中之条町伊勢町771-1	指定金融 機関名	
	吾妻森林管理署	保険料収納年月日	令和 6年 1月 20日
異 動 事 項			
管轄店名 及び 所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町2-6-4 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 9~18時(年末年始を除く)	扱 者	前橋K 68B2 日の丸ディーゼル 3506

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)
複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0310-3980-5867
車台番号	J210G-0008562
車名	ダイハツ

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2011年 1月26日発行
事務処理番号 :003-1950<1 >



<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥5,540
エアバッグ類料金	¥2,250
フロン類料金	¥2,050
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥10,070

※本券 (A券) は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0310-3980-5867
車台番号	J210G-0008562
車名	ダイハツ
預託金額	¥10,070 (消費税込み)

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

所在地

TEL.

※本券 (B券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証 (C券) 利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0310-3980-5867
車台番号	J210G-0008562
車名	ダイハツ

受領金額

¥380

(消費税込み)

公益財団法人

自動車リサイクル促進センター

2011年 1月26日発行

事務処理番号 :003-1950<1 >

応募要領

1 申込方法

- (1) 別紙「買受申込書」により申し込むこと。買受申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ封かんし、封筒には申込者の氏名（法人にあつては法人名）、あて名「吾妻森林管理署長」及び案件名「不用物品（公用車）の売払」を表記すること。
- (2) 郵送での提出も認めるが、この場合、簡易書留または配達記録郵便等にて申込期日の10時までには到着したものを受け付ける。また送付封筒に「買受申込書在中」と記載すること。
- (3) 購入価格は、消費税相当額を除いた金額を記載する。また契約金額(売買価格)は買受申込書記載の金額に消費税(10%)を加算し(円未満端数切捨)、車両についてはリサイクル預託金額を加算した合計金額とする。
なお、売払物件の引取り及び名義変更手数料等の諸経費は申込者の負担とする。
- (4) 申込者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を申込書提出前に確認しなければならず、また申込書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (5) 代理人による申込みの場合は、「委任状」を提出すること。買受申込書には代理人名を併記の表示すること。
- (6) インボイスの交付は物件引き渡し日以降に別途発行する。

2 買受申込みの無効

買受申込みにあたり、次の項目に該当する場合は、無効とする。

- 一 委任状の無い代理人のした申込み
- 二 記名を欠く申込み
- 三 金額を訂正した申込み
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である申込み
- 五 同一物件の申込みについて同一人が2通以上なした申込み又は申込者若しくはその代理人が他の申込者の代理をした申込み
- 六 申込期日に遅れてした申込み
- 七 その他、申込みに関する条件に違反した申込み
- 八 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、虚偽又はこれに反する行為が認められた申込み

3 買受人の決定

- (1) 応募締切後、ただちに決定する。
- (2) 申込者が複数となった場合には、予定価格以上かつ買受申込書に記載された金額が最高金額の者と契約する。
- (3) 契約相手方となるべき(2)の価格を提示した者が2人以上あるときは、ただちに申込者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。なお、申込者が立ち会わないときは、これに代わり本件公募事務に関係の無い職員にくじを引かせて契約相手方を決定する。
- (4) 買受人決定の通知は、契約相手方となった者に対して、即日電話等で行う。なお、連絡先の記載された書面などを買受申込書とともに同封すること。

4 買受け後の条件

車両においては物件引渡し後、ただちに買受人において名義変更を行い、変更した旨が記載された自動車車検証又は一時抹消登録証明書の写しを提出すること。

5 その他

- (1) 買受人決定後、天災その他不可抗力によって売買物件に損害があった場合は、引渡し前であっても買受人の負担とすること。
- (2) 通貨は、日本通貨に限る。
- (3) 契約保証金は、代金即納であるため免除する。
- (4) 契約書(書面)は作成しないものとする。
- (5) 車両の引渡しは現状による引渡しとなるため、引渡し後の不具合等については一切保証しません。
- (6) 買受人は当該車両の使用開始にあたり、自己の負担で必要な整備を行い十分に安全を確認すること。

以 上

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団を言う。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について買受申込書の提出をもって誓約します。

第1号物件 トヨタ ラッシュ 現況写真



トヨタ ラッシュ
フロント



トヨタ ラッシュ
サイド



トヨタ ラッシュ
リア

第2号物件 ダイハツビーゴ 現況写真



ダイハツ ビーゴ
フロント



ダイハツビーゴ
サイド



ダイハツ ビーゴ
リア

買受申込書

物件番号 第 号

物件の品名

購入価格

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(金額の先頭に¥を付けて下さい。)

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた売り払い物件本体金額及び車両においてはリサイクル預託金相当額(非課税)、自賠責保険料(非課税)及び自動車重量税(非課税)を加算した金額を記載すること。

また、契約金額は本体金額に消費税額を加算した金額及び車両においてはリサイクル預託金相当額(非課税)、自賠責保険料(非課税)及び自動車重量税(非課税)を加算した金額とする。

応募要領並びに物件明細の記載事項を承諾のうえ買受を申し込みます。

令和 年 月 日

分任契約担当官

吾妻森林管理署長 殿

申込者住所 _____

申込者氏名 _____

代理人氏名 _____

電話番号 _____

売買代金明細書(車両)

	金額 (税抜・円)	課税対象額 合計(円)	消費税(円)	金額 (税込・円)	課税/非課税等 (税率)
車両本体 価格					課税(10%)
自賠責保険料					非課税
自動車重量税					非課税
リサイクル 預託金					非課税
合計					

委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、令和7年 月 日公告の
不要物品 公用車 売払い
にかかると買受申込書提出に関する一切の件を委任します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任契約担当官

吾妻森林管理署長 殿

(参考) 買受申込書を封かんする封筒の表示例

持参の場合

分任契約担当官	吾妻森林管理署長	あて
件名	不用物品（公用車）	の売払
	商号又は名称（法人のみ）	
氏名	○○○○	

郵便の場合

〒377-0423	
群馬県吾妻郡 中之条町伊勢町 771-1	
分任契約担当官 吾妻森林管理署長	あて
簡易書留 または 配達証明	買受申込書在中

縦書き、横書きどちらでもかまいません。

提出する買受申込書を入れてのり付けして下さい。

引き渡し注意書兼物品受領書

- 1 物品の引き渡し後の返品は認めない。
- 2 引渡し後、本契約に関して、吾妻森林管理署（以下、甲という）は一切の契約不適合責任を負わないものとし、買主（以下、乙という）は甲に対し、本契約目的物の種類、品質または数量が本契約に適合しないことを理由として、履行の追完、売買代金の変更、損害賠償請求または本契約の解除をすることができないものとする。
- 3 引き渡し後は代金納入後15日以内に搬出すること。
- 4 車両については引き渡し後速やかに名義を変更し、変更した旨の記載された書類を吾妻森林管理署長へ提出すること。

上記「引き渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。（物件番号 号）

吾妻森林管理署長 殿

令和7年 月 日

住 所 :

氏 名 :

引渡職員	
------	--

関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成23年12月19日23関経第161号
関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

(目的)

第1条 関東森林管理局署等所掌に係る随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積人の資格)

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

(見積等)

第3条 見積人は、見積依頼書（口頭による見積依頼を含む。以下同じ。）、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 見積人は、見積書（様式第1号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。
- 3 見積人は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出することができる。この場合においては、表封筒に、「見積書在中」と記載して、契約担当官等あて提出しなければならない。
- 4 見積人は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 5 見積人が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第2号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。
- 6 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な見積りの確保)

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の見積り)

第4条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り
- 六 見積時刻に遅れてした見積り
- 七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 八 暴力団排除に関する誓約事項(様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあつては、見積り回数、原則として、2回を限度とするものとする。

- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、郵便による見積りを行った者又は前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 6 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法

律第91号) 第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない) に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

- 2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年2月9日から適用する。

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。

案

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

令和7年〇〇月〇〇日
吾妻森林管理署長

下記の契約について、本紙により消費税法第57条の4に基づく適格請求書を交付します。

記

契約年月日	令和7年〇月〇〇日	
引渡年月日等	令和7年〇月〇〇日	
売渡人	登録番号	T8000012050001
	住所	群馬県吾妻郡中之条町伊勢町 771-1
	氏名	分任契約担当官 吾妻森林管理署長 山本 道裕
買受人	住所	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番地
	氏名	〇〇〇〇株式会社代表取締役 〇〇 〇〇

案

売買代金明細書(車両)					
	金額 (税抜・円)	課税対象額 合計(円)	消費税(円)	金額 (税込・円)	課税/非課税等 (税率)
車両本体 価格					課税(10%)
自賠責 保険料					非課税
自動車 重量税					非課税
リサイクル 預託金					非課税
合計					

売買代金明細書(鉄くず)					
	金額 (税抜・円)	課税対象額 合計(円)	消費税(円)	金額 (税込・円)	課税/非課 税等(税率)
鉄くず					課税(10%)

案

以上